

評価項目及び評価点配分

豊中市上下水道局庁舎清掃業務の委託契約に係る
総合評価一般競争入札(簡易型)

令和4年10月3日 豊中市上下水道局

豊中市上下水道局総合評価一般競争入札(令和4年10月3日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目	評価点	項目	詳細	提出書類	加 点 方 式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等		
1 価格評価	250	総点	価格評価	<p>価格評価点は、予定価格以下の金額で入札を行った者に対して、次に規定する方法で算出する。</p> <p>①底入れ基準価格と同額で入札を行った者の価格評価点は、最高点(250点)とする。</p> <p>②予定価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、底入れ基準価格を超えない範囲で算出した最低価格を算出し、価格評価点の最高点(250点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。</p> <p>③底入れ基準価格に満たない金額で入札を行った者の価格評価点は、当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)し、15点を差し引き、価格評価点とする。</p>	<p>入札書 (簡章適用)</p>	<p>左記の評価内容の詳細による</p>	<p>履行確認(企画提案内容の担保)方法等</p>	
				250	<p>①契約の内容に適合した履行及び公正な取引の確保を算定する観点から、底入れ基準価格を設定する。</p>	<p>①過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。</p> <p>②契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。</p>	<p>①研修実施報告書(様式1)</p> <p>②研修実施計画書(様式2-1)</p>	<p>①研修実施報告書(様式1)及び当該研修の受講修了証と研修スケジュール等に1点加算を行う。</p> <p>②研修実施計画書(様式2-1)により確認を行う。</p> <p>③研修実施計画書は仕様書に規定されたものと見出し、研修実施後は研修実施報告書、受講修了証及び研修スケジュールにより確認を行う。</p> <p>・企業独自の研修、認定機関への研修派遣は問わない。</p> <p>※②の人権研修には平成28年4月1日施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の理解に関する研修も含まれる。</p>
2 業務実績	10	総点	過去における業務実績	<p>①過去3年間の建物情報業務を含む業務委託契約の実績を評価する。</p>	<p>①委託業務履行実績証明書(様式2-2)</p>	<p>①過去3年間(平成31年4月1日から令和4年3月31日まで)に履行が完了した建物情報業務を含む業務委託契約の実績を評価する。</p> <p>ア.金額実績(建物情報業務を主とする1契約当りの税込金額)</p> <p>イ.件数実績(64.0万円以上)</p> <p>エ.3年以上</p> <p>オ.2点</p> <p>カ.1点</p>	<p>①過去3年間(平成31年4月1日から令和4年3月31日まで)に履行が完了した建物情報業務を含む業務委託契約の実績を評価する。</p> <p>ア.金額実績(建物情報業務を主とする1契約当りの税込金額) <10点></p> <p>イ.件数実績(64.0万円以上) → 2点</p> <p>エ.3年以上 → 5点</p> <p>オ.2点 → 2点</p> <p>カ.1点 → 1点</p>	<p>①発注者が発行した委託業務履行実績証明書により確認を行う。</p>
				30	<p>①研修制度等の設置</p>	<p>①「業務実施体制図(任意様式)」</p> <p>②「業務実施計画表(任意様式)」</p> <p>③「配置予定業務責任者等の責務・経歴及び作業員の配置計画(配置予定業務責任者等の責務・経歴)」</p> <p>④「業務従事者配置計画書(任意様式)」</p>	<p>①本業務の業務実施体制図及び当該施設の仕事、業務実施計画表に基づき、それらを実施するための業務体制(「配置予定業務責任者等の責務・経歴」及び「業務従事者配置計画書」)の内容</p> <p>②-3 配置予定業務責任者等の責務・経歴の内容を評価する <15点></p> <p>③-4 業務従事者配置計画書の内容を評価する。 <10点></p>	<p>①各業務ごとの仕様及び資格等計画書に基づき、「配置予定業務責任者等の責務・経歴」を評価する。</p> <p>②「業務従事者配置計画書」に基づき、業務実施体制図により確認を行う。</p>
3 履行体制	30	総点	適正な履行を確保するための業務体制	<p>①「吉情報処理要領(マニュアル等)」の整備状況を評価する。</p>	<p>②「吉情報処理要領(マニュアル等)」の整備状況を評価する。</p>	<p>②「吉情報処理要領(マニュアル等)」の有無及び内容 <5点></p>	<p>②「吉情報処理要領(マニュアル等)」及び所定様式(様式で規定する報告書、指示書及び結果報告書等)の発行により確認を行う。ただし、当該業務の履行期間中に吉情報処理要領(マニュアル等)より対応結果を報告させ、吉情報処理要領(マニュアル等)に所定した処理がなされたことにより確認を行う。</p>	
				10	<p>②既雇用者に対する継続雇用</p>	<p>①既雇用者(本業務で評価対象となった新規雇用予定者以外の者をいう。本項目において「既雇用者」という。)に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。</p>	<p>①既雇用者に対する継続雇用の意向を評価する。 <10点></p> <p>・詳細については、「既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)」を参照のこと。</p>	<p>提案の内容及び内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を行うとともに、市の関係部局によりヒアリングを行う。</p>
4 品質保証への取組	30	総点	自主検査体制	<p>①自主検査体制規定の有無及び内容</p>	<p>①自主検査体制規定等(任意様式)</p>	<p>①自主検査体制の規定は仕様書に規定されたものと見做す。</p> <p>②自主検査計画に関する企画提案の内容は仕様書に規定されたものと見做す。所定の時期に自主検査報告書を提出し、自主検査結果について企画で報告を求め、企画提案のあった自主検査体制が機能しているかを確認する。</p>	<p>①自主検査体制の規定は仕様書に規定されたものと見做す。</p> <p>②自主検査計画に関する企画提案の内容は仕様書に規定されたものと見做す。所定の時期に自主検査報告書を提出し、自主検査結果について企画で報告を求め、企画提案のあった自主検査体制が機能しているかを確認する。</p>	
				30	<p>②当該業務における自主検査計画</p>	<p>②当該業務における自主検査計画書(任意様式)</p>	<p>②当該業務における自主検査計画の有無及び内容 <15点></p>	<p>②自主検査計画書の提出は仕様書に規定されたものと見做す。</p>

豊中市上下水道局総合評価一般競争入札(令和4年10月3日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目	評価点	評価内容		提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
		項目	詳細			
分類	総点	28	①職場体験実習等への受入、指導施設等への業務発注など、応募者の就労支援の取組みにかかる企画内容に応じて評価する。	①職場体験実習等への取組み企画書(様式5)	①絶対評価<10点> 一職場体験実習等に参加する応募者予定数1人に対して2点ずつ評価 ②相対評価<7点> 一職場体験実習等が、5日間以上の期間で1つの専業主見とする。 ③絶対評価<7点> 一就労支援の取組み内容及び実現性に応じて評価する。 ④絶対評価<4点> 一就労支援の取組み内容及び実現性に応じて評価する。	・応募者に対する就労支援の取組み企画書(様式5)により確認(必要に応じて市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・職場体験実習等に参加する応募者予定数1人に対して1日あたり6か月以内(但し、本事業の履行開始日から6か月以内)に市担当職員及び指導施設等と協議して完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該の取組みにおいて、実施前後に参加者名簿等を速やかに届けなければならない。 ・本事業の履行開始日以降に提案内容の実施に支障が生じた場合は、本市から予定とおりの取組み内容を実施するよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除を行うことがある。
	30	②就労困難者の新規雇用	①就労困難者の新規雇用予定者(現場就業は問わない)数に応じて評価する。 ②就労困難者の新規雇用予定者(現場就業は問わない)数に応じて評価する。	①就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式6-1) ②就労支援機関等との協議報告書(様式7-1)	①新規雇用予定者数に於いて評価(現場就業を問わない)<30点> 一雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上(常用雇用)で1名(1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる)とする。 一週あたりの労働時間が20時間未満の雇用予定者については、換算の対象としないが、1週あたりの労働時間が、20時間以上30時間未満の雇用予定者(以下短時間労働者という。)については、複数を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して人数を算出する。 一[1名で5点とする。] 一[豊中市に居住する就労困難者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき5点を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して4点を加算する。]	・就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式6-1)により確認(必要に応じて市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・就労困難者の新規雇用で提案を受理した雇用予定者数等の内容は、令和4年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本事業の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた場合は、上下水道局から予定とおりの雇用予定者数等の提案内容を速く届出を要する旨を書面により明示し改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
	90	③就労困難者の就労支援事業の取組み	①就労困難者の雇用を実施するための支援体制について提案内容を評価する。	就労困難者就業支援企画書(様式7-2) 就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)	以下の項目への登録の有無 以下、対象者別に提案内容を項目ごとに加点する。 <上限12点> 中高年者 2点 ひとり親家庭の親 1点 難病患者、がん患者 1点 若年者 1点 外国人 1点 LGBT(性別少数者) 1点 刑余者 1点 その他配慮が必要な就労困難者 1点	・就労困難者就業支援企画書(様式7-2)により、具体的な支援内容の確認(必要に応じて市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・就労支援の取組み内容は、本事業の履行開始から6か月以内に市担当職員及び支援機関等と協議し体制を整備することと、仕様書に規定されたものと見做す。 ・支援体制等導入後は就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)により報告を求め確認を行う。 ・就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)は、契約履行開始日から1年以内(報告して下さい)。
	20	④職業者の雇用率	①常用雇用労働者数が、43.5人以上の事業者 職業者雇用状況報告書(公共職業安定所)にて、「令和元年から令和3年までの各6月1日現在」における職業者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。 ②常用雇用労働者数が43.5人未満の事業者 職業者雇用状況報告書(様式6-1)にて「令和元年から令和3年までの各6月1日現在」における職業者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。 ※雇用率が2.15%の場合は、評価は2点とする。2.15%未満の場合は0点とする。	①職業者雇用状況報告書(公共職業安定所)(令和元年から令和3年の3か年分) ②職業者雇用状況報告書(様式6-1-1)(令和元年から令和3年の3か年分) 右記の※の注意事項を参照のこと	・職業者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する「職業者雇用状況報告書(令和元年から令和3年までの各6月1日現在のもの)」、所管する公共職業安定所(令和3年までの各6月1日現在のもの)に「」により確認。 ・職業者雇用状況報告書(様式6-1-1)(令和元年から令和3年までの各6月1日現在のもの)により確認。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	

豊中市上下水道局総合評価一般競争入札(令和4年10月3日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目	評価点	評価内等	提出書類	加 点 方 式	履行確認(企画書内容の相違)方法等
(2) 西宮へ女性の共同出資	30	①女性の活躍推進への取組み 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき「一般競争入札計画」の策定または認定を評価する。	①男女共働きへの配慮 (様式9) ①-1 厚生労働大臣(労働局)に出申し、要印が押してあるも、項目一般競争入札認定書の写し	下記の取組みを行って加減する<15点> ・実質雇用する労働者数が101人以上の企業 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(第9条)の規定に基づき認定(あるいは認定)を受けている。 ・実質雇用する労働者数が100人以下の企業 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(第9条)の規定に基づき認定(あるいは認定)を受けている。	・提出された企画書に写しを添付する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
			②仕事と子育ての両立への取組み 次世代育休や産後休業等に基づき、従業員の仕事と子育て(両立)に関する「一般競争入札計画」の策定または認定を評価する。	①男女共働きへの配慮 (様式9) ①-1 厚生労働大臣(労働局)に出申し、要印が押してあるも、項目一般競争入札認定書の写し	下記の取組みを行って加減する<15点> 「次世代育休制度」が13以上の規定に基づく認定(あるいは認定)を受けている。 ・実質雇用する労働者数が100人以上の企業 ・「次世代育休制度」が13以上の規定に基づく認定(あるいは認定)を受けている。
(3) 環境への配慮	10	①省エネルギー化の取組み (評価項目) 1. 省エネルギー等の省エネルギー化を評価する。 2. 再生可能エネルギー一環の推進	①-1 エネルギー一般用機器 (様式9) ・令和4年(令和4年)4月31日以前に設置された機器の合計をそれぞれ記入すること。 ①-2 1. 機械の設置内容の事業者が確認できる資料 ②-1 電力事業者との契約書写し、自治体からの電力供給の申し込み書、電気事業者の電力課長のサイン、企業グループの電力課長のサイン	①-1: 下記の加点方法により加点する。<2点> ・原単位(100あたりの原燃料消費量)が低い入札参加者を評価 ①-2: 下記の取組みを行って加減する。<2点> ・省エネ機器の導入台数が2台以上 <1点> ・再生可能エネルギーの設置 1点 ・企業グループでの電力消費 1点	①-1 現場が確認できる資料で確認を行う。 ・エネルギー供給業者(関西電力、大坂ガス等)発行の検針票等に示される原単位を確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。 ①-2: ・左記の提出書類をもとに確認。 ・ZEBの認定及び自家発電システム等については、入札参加者名簿のみの確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
			②事業者の環境配慮にかかる専任行動を評価する (評価項目) 1. グリーン購入やグリーン契約による物品や役務の調達 2. 省エネ機器の環境配慮にかかる取組 3. 省エネ機器・省エネ材料の活用など 4. 電気自動車、燃料電池自動車など次世代自動車の導入	②-1: 社内指針や調達文書など写し ②-2: 社内指針や調達文書、社内指針に関するお知らせ(啓発しているもの)の写し ②-3: 車両購入契約書、車両リース契約書、車検証の写し、	下記の取組みを行って加減する。<5点> ・社内指針や調達文書、社内指針等において、グリーン購入やグリーン契約、ごみの分別や削減に関する呼びかけを行っている。 <2点> ・省エネ機器の導入台数が2台以上 <1点> ・次世代自動車の導入台数が2台以上 <2点>
(4) 出資者の業務体制	10	①-1 出資者等に契約業務を適正に執行する ①-2 出資者の業務体制 ①-3 出資者の業務体制 ①-4 出資者の業務体制	①-1 出資者等の業務体制 (様式11) ①-2 防犯・防災に関する取組 ①-3 防犯・防災に関する取組 (様式11)	①-1 出資者等、又は公共交通機関が提供した場合等において、契約業務を適正に執行しているか、その有効性・実現性を確認するための事業継続計画(BCP)等が策定されていること、また、必要に応じて市との連携を行う。 ①-2 出資者等、又は公共交通機関が提供した場合等において、契約業務を適正に執行しているか、その有効性・実現性を確認するための事業継続計画(BCP)等が策定されていること、また、必要に応じて市との連携を行う。	①-1 報告書の内容に基づき、取組前に業務を適正に執行するための社内指針が策定されているか、その有効性・実現性を確認するための事業継続計画(BCP)等が策定されていること、また、必要に応じて市との連携を行う。 ①-2 出資者等、又は公共交通機関が提供した場合等において、契約業務を適正に執行しているか、その有効性・実現性を確認するための事業継続計画(BCP)等が策定されていること、また、必要に応じて市との連携を行う。
			②公告日から過去3年以内に本市又は他府県庁(国)において、入札参加停止又は入札参加外措置(以下「参加停止等」という)を受けたことがある場合に、高評価とする。	④入札参加停止措置等状況 調査(様式12) ⑤過去の処分履歴報告書 (様式12) ⑥過去の処分履歴報告書 (様式12)	対象期間: 公告日から過去3年以内(令和元年10月4日から令和4年10月3日まで) 対象となる処分: 入札参加停止又は入札参加外措置(以下「参加停止等」という)を受けたこと ※参加停止等の期間が6か月未満の場合…配点×50% ※参加停止等の期間が6か月以上の場合…配点×100%
減価評価	-	②契約解除の有無	④入札参加停止措置等状況 調査(様式12) ⑤過去の処分履歴報告書 (様式12) ⑥過去の処分履歴報告書 (様式12)	対象期間: 公告日から過去3年以内(令和元年10月4日から令和4年10月3日まで) 対象となる処分: 未付から契約解除を受けたこと(ある)、(25点減) ※契約解除日(年)以上前の場合、当該算定結果(0.5)を乗ずる。 ※過去の履行契約において契約解除を受けたことがある場合…配点×100%	・提出された企画書に写しを添付する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
			③罰金での買入の有無	④入札参加停止措置等状況 調査(様式12) ⑤過去の処分履歴報告書 (様式12) ⑥過去の処分履歴報告書 (様式12)	対象期間: 公告日から過去3年以内(令和元年10月4日から令和4年10月3日まで) 対象となる処分: 過去の買入(令和4年10月3日まで) ※買入を受けたこと(ある)の場合…配点×50% ※買入による買入を受けた日(年)以上前の場合、当該算定結果(0.5)を乗ずる。 ※買入による買入を受けたこと(ある)場合…配点×100%
合 計	500				

(評価点に差がない場合の落札候補者の決定方法)
*総合評価の結果、評価点に差がなく2者以上の者が落札候補者決定基準に該当する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。